

【主な改正】

- ・特産品開発に取り組む場合の補助上限を50万円に増額し、特産品開発に該当する要件を規定。〔実施要領、募集要領〕
 - ・県が主催する会議や研修会等での実績等の発表への協力を規定。（実施要領、募集要領）
 - ・旅費（宿泊費）の上限額を定めるとともに対象経費に含まれない場合を明確化。
〔実施要領、募集要領〕
 - ・提案書に添付する様式に過去の事業実績等に係る報告書（第5号様式）を追加。
〔募集要領〕 ※昨年から継続して事業を実施する場合。
 - ・実績報告書に添付する活動記録簿（様式第5号）に自家用車等や有料道路の利用を記録する項目を追加。〔実施要領〕
 - ・実績報告書に添付する様式に宿泊が必要となる場合の宿泊利用書（様式第6号）を追加。
〔実施要領〕
- ※ 〔実施要領〕：若い力で元気創出ふるさと支援事業実施要領
〔募集要領〕：若い力で元気創出ふるさと支援事業募集要領